

〒171-0033

東京都豊島区高田3丁目24-1

大正製薬株式会社 通信販売推進部 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40

ブライトシティ柏木702号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



要 請 書

消費者市民ネットとうほく(以下、当団体という)は、昨年10月6日付け書面により、貴社が開設し運営する大正製薬ダイレクトの電話勧誘に関して、照会をいたしました。

これに対し、貴社より、昨年11月11日付けで回答書をお送りいただきました。ご対応をいただきどうもありがとうございました。

さて、貴社の回答から、電話勧誘販売における口頭での勧誘や商品を購入した顧客への送付書面の内容等について理解いたしました。その上で、特定商取引法第18条、第19条所定事項を記載した書面の交付に関して、以下の通り要請をいたします。

本要請に対する回答は、本書面到達後2ヶ月以内に、書面にて当団体まで送付いただきますようお願いいたします。

第1 要請事項

貴社が実施する電話勧誘販売において、特定商取引法第18条、同19条所定事項を記載した書面を作成し、顧客に交付する運用を実施するよう要請いたします。

第2 要請の理由

- 1 特定商取引法においては、消費者の利益を保護するために、電話勧誘販売に関する規制が定められております。この度、当団体に対し、貴社が開設し運営する大正製薬ダイレクトの電話勧誘において、法定書面の交付の規定の遵守等について問題があるのではないかとの情報提供があったことから、貴社において同法所定の事項に関してどのような運用がなされているかを照会いたしました。

- 2 これに対し、貴社からは、特定商取引法第18条、同19条所定事項を記載した書面交付に関して、下記の3項目が不足しており、改善に向けた対応を実施中との回答をいただきました。

記

- ・クーリング・オフの表記を赤枠・赤文字・大きさ
- ・事業者の住所・代表者の氏名
- ・契約の締結を担当した者の氏名

- 3 上記の回答を踏まえ、貴社において必要な改訂を実施いただきますようお願いいたします。また、当団体においても、法の規定に沿った改訂がなされたかを確認したいと思いますので、改訂された書面をお送りいただきますようお願い申し上げます。

以 上